

# ○栃木市防犯カメラの設置及び運用に関する条例

平成29年6月28日

条例第25号

## (目的)

第1条 この条例は、防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、市民等の権利利益を保護するとともに、安全安心で快適に暮らせるまちづくりに資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所 道路、公園、広場その他規則で定める場所で、不特定多数の者が利用し、又は通行する場所をいう。
- (2) 防犯カメラ 犯罪を防止するため、公共の場所に向けて、特定の場所に継続的に設置されたビデオカメラその他の撮影機器であって、録画する機能を有するものをいう。
- (3) 市民等 市内に住所を有する者及び市内に通勤し、通学し、若しくは滞在する者又は市の区域を通過する者をいう。
- (4) 画像データ 防犯カメラにより撮影され、記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）であって、当該電磁的記録の画像から特定の個人を識別することができるものをいう。

## (届出)

第3条 次に掲げるもののうち防犯カメラを設置しようとするもの（以下「設置者」という。）は、防犯カメラの設置及び運用に関する規約（以下「設置運用規約」という。）を定め、規則で定めるところにより、これを市長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する地縁による団体及びこれに類する団体
- (2) その他市長が必要と認めるものとして規則で定めるもの

2 前項の規定により設置の届出をしたものは、防犯カメラを廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

## (設置運用基準)

第4条 前条に規定する設置運用規約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置場所、設置台数及び撮影対象区域に関すること。
- (2) 防犯カメラの設置の表示に関すること。
- (3) 画像データの保管期間、保管方法及び廃棄方法に関すること。
- (4) 管理責任者の設置及び取扱者の指定に関すること。
- (5) その他適正な設置及び運用に関し規則で定める事項

## (管理責任者)

第5条 設置者は、防犯カメラの管理及び運用を適切に行うために、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置かなければならない。

（取扱者の指定）

第6条 管理責任者は、設置された防犯カメラの機器の操作を行う者（以下「取扱者」という。）を指定することができる。

（防犯カメラの操作）

第7条 管理責任者及び取扱者以外の者は、設置された防犯カメラの機器の操作を行ってはならない。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、管理責任者の許可を得て、管理責任者及び取扱者以外の者が操作を行うことができる。

2 前項ただし書の規定により防犯カメラの機器の操作を行った者は、その操作の内容を管理責任者に報告しなければならない。

（表示）

第8条 設置者は、撮影対象区域ごとの見やすい場所に、防犯カメラを設置している旨及び設置者の名称を表示しなければならない。

（画像データの管理）

第9条 設置者、管理責任者及び取扱者（以下「設置者等」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 設置運用規約に従い、適正な管理及び運用を図ること。
- (2) 画像データから知り得た市民等の情報を他に漏らさないこと。
- (3) 画像データの複製、印刷、編集又は加工をしないこと。ただし、次条ただし書に定める場合を除く。
- (4) 画像データの表示又は保存をする場合において、電気通信回線と接続している電子計算機を使用するときは、画像データの漏えい、改ざん等の防止のための措置を講ずること。
- (5) 画像データを記録した媒体は、施錠された場所で厳重に保管すること。
- (6) 規則で定める保管期間を経過した画像データは、重ね撮り等により速やかに消去し、又は記録媒体の破砕により復元することができないよう適切に処理すること。

（画像データの目的外利用等の禁止）

第10条 設置者等は、画像データを防犯カメラの設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 画像データから識別される特定の個人の同意を得ているとき。
- (2) 法令に定めがあるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。

（苦情の処理）

第11条 設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置及び運用に関して市民等から苦情があったとき

は、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 市民等は、設置者及び管理責任者が前項の規定による苦情（第3条から前条までの規定に違反する行為に係るものに限る。）について適切な措置を講じなかったときは、市長に対し苦情を申し出ることができる。

3 市長は、前項の規定による申出があったときは、適切かつ迅速な処理をするよう努めなければならない。

（報告）

第12条 市長は、必要があると認めるときは、設置者等に対し、その管理する防犯カメラの管理及び運用について、報告を求めることができる。

（指導及び勧告）

第13条 市長は、第3条から第5条まで及び第7条から第10条までの規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置を講ずるよう指導し、又はその指導に従わなかったときは勧告することができる。

（公表）

第14条 市長は、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その事実を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、前条の規定による勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

（市が設置する防犯カメラの取扱い）

第15条 市は、第4条各号に掲げる事項を定めて、防犯カメラを設置することができる。

2 市が設置する防犯カメラの管理及び運用については、第5条から第9条までの規定を準用する。この場合において、第5条及び第8条中「設置者」とあるのは「市」と、第9条中「設置者、管理責任者及び取扱者（以下「設置者等」という。）」とあるのは「市、管理責任者及び取扱者」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により読み替えて準用する第5条から第9条までの規定に定めるもののほか、画像データの取扱いについては、栃木市個人情報保護条例（平成22年栃木市条例第21号）の定めるところによる。

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。